

令和5年度

第9回御船町議会定例会(3月会議)

議 案

令和6年3月7日(木)

令和５年度第９回御船町議会定例会（３月会議）議事日程

令和６年３月７日（木）午前１０時開議

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

３ 令和５年度定期監査報告

第 ３ 一般質問

第 ４ 議案第５６号 令和５年度御船町一般会計補正予算（第１０号）について
【別冊】

第 ５ 議案第５７号 令和５年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について
【別冊】

第 ６ 議案第５８号 令和５年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について
【別冊】

第 ７ 議案第５９号 令和５年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について
【別冊】

第 ８ 議案第６０号 令和５年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第４号）について
【別冊】

第 ９ 議案第６１号 令和５年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について
【別冊】

第１０ 議案第６２号 令和５年度御船町水道事業会計補正予算（第４号）について
【別冊】

第１１ 議案第６３号 令和６年度御船町一般会計予算について
【別冊】

第１２ 議案第６４号 令和６年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
【別冊】

第 1 3	議案第 6 5 号	令和 6 年度御船町介護保険事業特別会計予算について 【別冊】
第 1 4	議案第 6 6 号	令和 6 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について 【別冊】
第 1 5	議案第 6 7 号	令和 6 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について 【別冊】
第 1 6	議案第 6 8 号	令和 6 年度御船町下水道事業会計予算について 【別冊】
第 1 7	議案第 6 9 号	令和 6 年度御船町水道事業会計予算について 【別冊】
第 1 8	議案第 7 0 号	御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第 1 9	議案第 7 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 2 0	議案第 7 2 号	御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 1	議案第 7 3 号	行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 2	議案第 7 4 号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 3	議案第 7 5 号	御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 4	議案第 7 6 号	御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 5	議案第 7 7 号	御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 6	議案第 7 8 号	御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 7	議案第 7 9 号	御船町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 8	議案第 8 0 号	御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 9	議案第 8 1 号	御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 0	議案第 8 2 号	御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 1	議案第 8 3 号	御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 2	議案第 8 4 号	御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 3	議案第 8 5 号	御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 4	議案第 8 6 号	御船町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 5	議案第 8 7 号	御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第 3 6	議案第 8 8 号	第 6 期御船町総合計画後期基本計画の策定について
第 3 7	議案第 8 9 号	御船町町民憩いの家の指定管理者の指定について
第 3 8	議案第 9 0 号	御船町ふれあい広場の指定管理者の指定について
第 3 9	議案第 9 1 号	御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について
第 4 0	議案第 9 2 号	御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について
第 4 1	議案第 9 3 号	工事請負変更契約の締結について
第 4 2	議案第 9 4 号	町道の路線廃止について
第 4 3	議案第 9 5 号	町道の路線認定について
第 4 4	同意第 3 号	御船町教育長の任命について

- | | | |
|-------|---------|----------------------------|
| 第 4 5 | 同意第 4 号 | 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 第 4 6 | 同意第 5 号 | 御船町農業委員会の委員の任命について |
| 第 4 7 | 同意第 6 号 | 御船町教育委員会の委員の任命について |
| 第 4 8 | 発議第 2 号 | 御船町議会の会期等に関する条例の制定について |
| 第 4 9 | 発議第 3 号 | 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 5 0 | | 御船町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |

議案第 7 0 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）による地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正に伴い、令和 6 年度から会計年度任用職員に
勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例

(御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第25条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の

規定による勤勉手当の支給について準用する。

(御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和48年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「第3号において同じ。」を削る。

第18条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(御船町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 御船町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の一部が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(御船町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 御船町監査委員に関する条例（平成21年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

(御船町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 御船町水道事業の設置等に関する条例（平成29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の7第4項」に改める。

(御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 2 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

職員の職務の分類を追加することに伴い、条例の一部を改正する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「室長」の次に「、館長」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 73 号

行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
行政財産使用料条例（昭和 39 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

電柱等の設置に係る行政財産使用料徴収の取扱いについて、県及び近隣市町の
状況を勘案するとともに、電気通信事業法及び電気事業法との整合を図るため、
条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 6 年 月 日
条例第 号

行政財産使用料条例の一部を改正する条例

行政財産使用料条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第16号に規定する電気事業の用に供する柱類、線路及び空中線並びにこれらの付属設備を設置するために行政財産を使用する場合の使用料の額は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第 1 に定める額とする。
- 別表建物の項中「当該土地」を「当該建物」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 4 号

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 7 条第 2 項の規定に基づく条例の財産の管理及び処分に関する規定について、国及び県の財産に関する規定を勘案して見直す必要があるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「他の地方公共団体又はその他公共団体において」を「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 5 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
御船町国民健康保険税条例（昭和 3 1 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため税率等の改正を行うことに伴い、
条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険税条例（昭和31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の8.2」を「100分の9.1」に改める。

第5条中「25,000円」を「30,000円」に改める。

第5条の2中「世帯別平等害額」を「世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「11,500円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「17,250円」に改める。

第6条中「100分の2.80」を「100分の2.9」に改める。

第7条の2中「9,000円」を「10,000円」に改める。

第8条中「100分の2.1」を「100分の2.5」に改める。

第9条の2中「13,000円」を「16,000円」に改める。

第23条第1項第1号イ中「17,500円」を「21,000円」に改め、同号ロ中「15,400円」を「16,100円」に、「7,700円」を「8,050円」に、「11,550円」を「12,075円」に改め、同号ハ中「6,300円」を「7,000円」に改め、同号ホ中「9,100円」を「11,200円」に改め、同項第2号イ中「12,500円」を「15,000円」に改め、同号ロ中「11,000円」を「11,500円」に、「5,500円」を「5,750円」に、「8,250円」を「8,625円」に改め、同号ハ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号ホ中「6,500円」を「8,000円」に改め、同項第3号イ中「5,000円」を「6,000円」に改め、同号ロ中「4,400円」を「4,600円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「3,300円」を「3,450円」に改め、同号ハ中「1,800円」を「2,000円」に改め、同号ホ中「2,600円」を「3,200円」に改める。

第23条第2項第1号イ中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号ロ中「6,250円」を「7,500円」に改め、同号ハ中「10,000円」を「12,000円」に改め、同号ニ

中「12,500円」を「15,000円」に改め、同項第2号イ中「1,350円」を「1,500円」に改め、同号ロ中「2,250円」を「2,500円」に改め、同号ハ中「3,600円」を「4,000円」に改め、同号ニ中「4,500円」を「5,000円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御船町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 6 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

御船町附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

附属機関の新設及び廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例

御船町附属機関設置条例（令和２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「

町長	指定管理者検証委員会	指定管理施設の管理運営状況及び指定管理者の総括的な検証並びに現行指定管理者の再指定に関する検証を行うため、必要な事項を審議する。
	災害弔慰金等支給審査会	災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関し必要な事項を調査、審議する。
	デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議	デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定、評価及び検証に関し必要な事項を協議する。
	空家等対策協議会	空家等対策の推進に関し必要な事項を協議する。
	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を協議する。
	地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
	介護保険運営協議会	介護保険に係る施策の実行に関し必要な事項を協議する。
	介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。

男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会の構築に向けて、総合的な施策を推進するため、必要な事項を協議する。
地域密着型サービス運営協議会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、必要な事項を協議する。
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、必要な事項を協議する。
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	要保護児童及びその家族又は特定妊婦への適切な支援並びに配偶者等からの暴力の防止を図るため、必要な事項を協議する。
障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
公立保育園施設検討委員会	公立保育園施設等のあり方に関する事項を協議、検討する。
災害義援金配分委員会	被災者に対する義援金の公平かつ迅速な配分に関する事項を協議、決定する。
農業委員会委員選考委員	農業委員会の委員候補者の選考を行うため、必要な事項を審議する。
特産品認定審査委員会	特産品の認定に関し、必要な事項を審議する。
中小企業等活性化会議	中小企業等の振興に関する施策を推進するため、中小企業等の振興に関する施策について調査審議する。
地域連携保全活動協議会	地域連携保全活動計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。

	土地改良事業施行評価換地委員会	土地改良事業の換地計画等について、必要な事項を審議する。
--	-----------------	------------------------------

」を「

町長	指定管理者検証委員会	指定管理施設の管理運営状況及び指定管理者の総括的な検証並びに現行指定管理者の再指定に関する検証を行うため、必要な事項を審議する。
	災害弔慰金等支給審査会	災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関し必要な事項を調査、審議する。
	デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議	デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定、評価及び検証に関し必要な事項を協議する。
	空家等対策協議会	空家等対策の推進に関し必要な事項を協議する。
	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を協議する。
	地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
	高齢者保健福祉・介護保険事業審議会	高齢者保健福祉に関する事業及び介護保険事業に係る計画を策定し、当該事業の公正かつ適正な推進を図る。
	男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会の構築に向けて、総合的な施策を推進するため、必要な事項を協議する。
	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	要保護児童及びその家族又は特定妊婦への適切な支援並びに配偶者等からの暴力の防止を図るため、必要な事項を協議する。

障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
公立保育園施設検討委員会	公立保育園施設等のあり方に関する事項を協議、検討する。
災害義援金配分委員会	被災者に対する義援金の公平かつ迅速な配分に関する事項を協議、決定する。
農業委員会委員選考委員	農業委員会の委員候補者の選考を行うため、必要な事項を審議する。
特産品認定審査委員会	特産品の認定に関し、必要な事項を審議する。
中小企業等活性化会議	中小企業等の振興に関する施策を推進するため、中小企業等の振興に関する施策について調査審議する。
地域連携保全活動協議会	地域連携保全活動計画を策定するため、必要な事項を調査、研究する。
土地改良事業施行評価換地委員会	土地改良事業の換地計画等について、必要な事項を審議する。

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 77 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

特別職の職員で非常勤のものの追加、削除及び名称変更に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 総合計画審議会委員 デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議委員 空家等対策協議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 交通安全対策協議会委員 地域福祉計画策定委員会委員 介護保険運営協議会委員 介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員 男女共同参画社会推進会議委員 人権擁護審議会委員 民生・児童委員推薦会委員 地域密着型サービス運営協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 要保護児童対策及び DV 防止対策地域協議会委員	日額 4,000 円
---	------------

障害福祉計画策定委員会委員 公立保育園施設検討委員会委員 子ども・子育て会議委員 災害義援金配分委員会委員 健康づくり推進協議会委員 農業委員会委員選考委員 農業振興地域整備促進協議会委員 特産品認定審査委員会委員 中小企業等活性化会議委員 都市計画審議会委員 水防協議会委員 水道事業経営戦略委員会委員 地域連携保全活動協議会委員 教育環境整備主要課題検討委員会委員 教育振興基本計画策定委員会委員 教育振興基本計画評価検証協議会委員 学校給食センター運営委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 カルチャーセンター運営審議会委員 図書館協議会委員 人権教育・啓発基本計画策定委員会委員 恐竜博物館協議会委員 文化財保護委員 土地改良事業施行評価換地委員	
」を「	
御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員	日額 4,000 円

政治倫理審査会委員	
特別職報酬等審議会委員	
総合計画審議会委員	
デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議委員	
空家等対策協議会委員	
防災会議委員	
国民保護協議会委員	
交通安全対策協議会委員	
地域福祉計画策定委員会委員	
高齢者保健福祉・介護保険事業審議会委員	
男女共同参画社会推進会議委員	
人権擁護審議会委員	
民生・児童委員推薦会委員	
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員	
障害福祉計画策定委員会委員	
公立保育園施設検討委員会委員	
子ども・子育て会議委員	
災害義援金配分委員会委員	
健康づくり推進協議会委員	
農業委員会委員選考委員	
農業振興地域整備促進協議会委員	
特産品認定審査委員会委員	
中小企業等活性化会議委員	
都市計画審議会委員	
水防協議会委員	
水道事業経営戦略委員会委員	
地域連携保全活動協議会委員	
教育環境整備主要課題検討委員会委員	

教育振興基本計画策定委員会委員	
教育振興基本計画評価検証協議会委員	
学校給食センター運営委員会委員	
社会教育委員	
公民館運営審議会委員	
カルチャーセンター運営審議会委員	
図書館協議会委員	
人権教育・啓発基本計画策定委員会委員	
恐竜博物館協議会委員	
文化財保護委員	
土地改良事業施行評価換地委員	

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 8 号

御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年条例第 6 号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

施設の名称、利用料金に関する規定の整理等のため、条例の一部を改正する必
要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例（平成31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「「眺世庵」」を「 眺世庵」に改める。

第10条第3項中「同条」を削り、「第9条」を「前条」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 町長は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 79 号

御船町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について

御船町敬老祝金給付条例（令和 3 年条例第 7 号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

敬老祝金の給付対象者に関する規定を整理するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

御船町敬老祝金給付条例（令和３年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（給付の対象者）

第２条 祝金の給付対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、満８８歳又は満１００歳に達した者で、当該年齢に達した日（以下「基準日」という。）において御船町住民基本台帳に登録されている者のうち、基準日において１年以上の期間引き続き町内に住所を有するものとする。

第３条第１号中「前条第１号」を「前条の受給資格者のうち満８８歳」に改め、同条第２号中「前条第２号」を「前条の受給資格者のうち満１００歳」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 80 号

御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

御船町介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

第 9 期御船町介護保険事業計画に基づく基準額及び介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定の改正に伴い、第 1 号被保険者の保険料率等を改めるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町介護保険条例の一部を改正する条例

御船町介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,400 円」を「34,398 円」に改め、同項第2号中「57,600 円」を「51,786 円」に改め、同項第3号中「57,600 円」を「52,164 円」に改め、同項第4号中「69,120 円」を「68,040 円」に改め、同項第5号中「76,800 円」を「75,600 円」に改め、同項第6号中「92,160 円」を「90,720 円」に改め、同項第7号中「99,840 円」を「98,280 円」に改め、同項第8号中「115,200 円」を「113,400 円」に改め、同項第9号中「130,560 円」を「128,520 円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640 円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760 円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880 円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440 円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,040 円」を「21,546 円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,040 円」を「21,546 円」に、「38,400 円」を「36,666 円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,040 円」を「21,546 円」に、「53,760 円」を「51,786 円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 令和6年度以降の各年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第4条第3項中「ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ」を

「ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第5号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御船町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
(平成 3 0 年条例第 1 1 号) の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号)が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を、「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49

又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「開始に際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に該当指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第7条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位

置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同号を同条第13号の2とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

A 利用者の心身の状況が安定していること。

B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

C 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

第16条中第19号を第18号の2とし、第20号を第18号の3とし、第21号を第19号とし、第22号を第19号の2とし、第23号を第20号とし、第24号から第28号までを3号ずつ繰り上げ、同条第29号中「規定により、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第26号とし、同条第30号を同条第27号とする。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の御船町指定

居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第7条第4項第2号及び第34条第1項の規定については、公布の日から施行し、令和5年12月26日から適用する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第25条第3項（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

議案第 8 2 号

御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 7 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者は」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、

次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「開始に際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「指定介護予防支援について」の次に「前条第1項の」を加える。

第13条中「指定介護予防支援事業者は」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始す

る月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

A 利用者の心身の状況が安定していること。

B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

C 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

（29） 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第11条」の次に「第1項」を加える。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第5条第4項第2号及び第35条第1項の規定については、公布の日から施行し、令和5年12月26日から適用する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項（第34条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

議案第 83 号

御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項及び」を「第1項各号並びに」に、「第3項」を「第1項及び第2項」に改める。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第5項第5号中「第65条」の次に「第1項」を加え、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（８） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（９） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第3項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該」の次に「指定」を加える。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5） 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する市町村」を「の規定による町」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する市町村」を「の規定による町」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。」若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第83条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第110条第9項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

（1） 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において

「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能とな

った場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条に見出しとして「（従業者の員数）」を付し、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条に見出しとして「（設備）」を付し、同条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項中「、入院治療を必要とする入所者のために」を「、入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第13号中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第201条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第9条第2項第2号及び第203条第1項の規定については、公布の日から施行し、令和5年12月26日から適用する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第106条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておか

なければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 8 4 号

御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 5 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該管理者は、」を削り、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第52条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に町長が定めるところによるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第54条中「熊本県」を削る。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第64条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第71条第9項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症

の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第11条第2項第2号及び第91条第1項の規定については、公布の日から施行し、令和5年12月26日から適用する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

議案第 8 5 号

御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

御船町子ども医療費助成に関する条例(平成 2 6 年条例第 2 2 号)の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

子ども医療費の助成において、保護者が町内に住所を有し、監護される子どもが町外に住所を有する場合を助成対象とするため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

御船町子ども医療費助成に関する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及びその監護する子ども」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 86 号

御船町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
御船町水道法施行条例（平成 25 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、水道整備・管理行政に係る事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町水道法施行条例の一部を改正する条例

御船町水道法施行条例(平成 25 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

御船町下水道条例（平成 14 年条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正に伴い、対象有害物質の基準等を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町下水道条例の一部を改正する条例

御船町下水道条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改め、同項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第10号中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同項第29号中「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改める。

第21条の2第1項中「下水道法施行令」の次に「（昭和34年政令第147号）」を加える。

第21条の4第1項第7号中「法律第80号」を「法律第180号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 88 号

第 6 期御船町総合計画後期基本計画の策定について
第 6 期御船町総合計画後期基本計画を別紙のとおり策定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

総合計画の策定については、御船町議会基本条例（平成 22 年条例第 1 号）第 12 条第 1 項第 1 号及び御船町総合計画策定条例（平成 23 年条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 89 号

御船町町民憩の家の指定管理者の指定について

御船町町民憩の家について、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称及び代表者	
町民憩の家 眺世庵	上益城郡御船町 大字御船 7 2 6 番地	一般社団法人 御船町シルバー 人材センター 理事長 本山 浩二	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 0 号

御船町ふれあい広場の指定管理者の指定について

御船町ふれあい広場について、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

- 1 施設の名称 御船町ふれあい広場
- 2 指定管理者
所在地：上益城郡御船町大字御船 1 0 0 3
名 称：一般社団法人 御船町観光協会
代表者：代表理事 津金 日人詩
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 1 号

御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について

御船町スポーツセンターについて、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称及び代表者	
御船町スポーツセンター	熊本市中央区 段山 4 - 1	御船町スポーツセンター等 管理運営共同企業体 代表 公益財団法人熊本YMCA 理事長 光永 尚生	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 2 号

御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

御船町町民グラウンドについて、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称及び代表者	
御 船 町 町 民 グラウンド	熊本市中央区 段山 4 - 1	御船町スポーツセンター等 管理運営共同企業体 代表 公益財団法人熊本YMCA 理事長 光永 尚生	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 93 号

工事請負変更契約の締結について

団体営農地等災害復旧事業 松向 地区工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

団体営農地等災害復旧事業 松向 地区工事

2 主な変更内容

鉄筋挿入工において、単管削孔としていたが、削孔中及び削孔完了後に孔壁の自立が困難であるため、二重管削孔により施工する。

3 工 事 場 所

上益城郡山都町 島木 地内

4 当初契約額

118,921,000円

5 変更増額

11,993,287円

6 変更契約額

130,914,287円

7 契約の相手方

住 所 上益城郡御船町高木 4 8 4 8 - 1

商 号 株式会社やすらぎ住建

代表者 代表取締役 井戸 勝明

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 4 号

町道の路線廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

路線番号	路線名	起 点 終 点	備 考
第 4 号	万ヶ瀬増見鶴線	御船町大字豊秋字田代畑 515 番 1 から 御船町大字豊秋字畑開 1073 番 1 まで	起終点の変更
第 8 号	銀杏幼愛園線	御船町大字陣字竹下 1089 番 3 から 御船町大字陣字竹下 1102 番 4 まで	起終点の変更
第 13 号	八竜側道二号線	御船町大字豊秋字久保 2507 番から 御船町大字豊秋字久保 2344 番 1 まで	起終点の変更
第 16 号	植木原豊島線	御船町大字陣字豊ヶ嶋 647 番から 御船町大字陣字居屋敷 1432 番 1 まで	起終点の変更
第 17-2 号	植木原前田線（支線）	御船町大字陣字居屋敷 1407 番から 御船町大字陣字居屋敷 1418 番まで	起終点の変更
第 18 号	陣原縦貫線	御船町大字陣字京徳 1777 番 1 から 御船町大字陣字植木原 1935 番 3 まで	起終点の変更
第 22-1 号	小坂中央一号線 （本線）	御船町大字小坂字塘下 1516 番 1 から 御船町大字小坂字前田 527 番まで	起終点の変更
第 22-4 号	小坂中央一号線 （支線 3 号）	御船町大字小坂字須崎 1302 番から 御船町大字小坂字居屋敷 1499 番まで	起終点の変更

第 27 号	秋只側道線	御船町大字豊秋字久保 2524 番から 御船町大字豊秋字山後 2761 番 1 まで	起終点の変更
第 35-1 号	なみきが丘線（本線）	御船町大字陣字平畑山 2029 番 3 から 御船町大字陣字山後 2859 番 6 まで	起終点の変更
第 55 号	甘木線	御船町大字高木字上古閑原 2055 番 1 から 御船町大字高木字北屋敷 1162 番まで	起終点の変更
第 56 号	平線	御船町大字高木字阿弥陀 1620 番から 御船町大字高木字西原 1715 番まで	起終点の変更
第 59-1 号	外村線（本線）	御船町大字高木字南菅原 4130 番 3 から 御船町大字高木字南菅原 3460 番まで	起終点の変更
第 59-2 号	外村線（支線 1 号）	御船町大字高木字南菅原 4130 番 3 から 御船町大字高木字南菅原 2991 番 1 まで	起終点の変更
第 59-3 号	外村線（支線 2 号）	御船町大字高木字吹上 4134 番 1 から 御船町大字高木字東菅原 2999 番 4 まで	起終点の変更
第 105 号	桜町小坂線	御船町大字滝川字大塘 170 番 2 から 御船町大字小坂字上船橋 28 番 2 まで	起終点の変更
第 106-1 号	城山荘環状線（本線）	御船町大字滝川字中原 1443 番から 御船町大字滝川字中原 1451 番 2 まで	起終点の変更
第 106-2 号	城山荘環状線（支線）	御船町大字滝川字中原 1427 番 5 から 御船町大字滝川字中原 1451 番 2 まで	起終点の変更
第 111 号	滝川北木倉線	御船町大字滝川字前田 544 番 4 から 御船町大字木倉字清辻原 6664 番まで	起終点の変更
第 122 号	法光寺線	御船町大字御船字町園 770 番から 御船町大字御船字下山神 648 番まで	起終点の変更
第 123 号	五丁目上荒瀬線	御船町大字滝川字徳川 1016 番から 御船町大字御船字町園 781 番まで	起終点の変更
第 124-2 号	三軒屋五丁目線（支線）	御船町大字御船字町園 788 番 2 から 御船町大字御船字町園 779 番 1 まで	廃止

第 136 号	辺田見高校線	御船町大字辺田見字村下 237 番 3 から 御船町大字木倉字堂ノ迫 1310 番 1 まで	起終点の変更
第 201 号	落合甘木線	御船町大字木倉字筒井崎 7510 番から 御船町大字高木字榎町 790 番まで	起終点の変更
第 206 号	総合グラウンド線	御船町大字木倉字堂ノ迫 1385 番から 御船町大字木倉字前田 861 番まで	起終点の変更
第 209 号	矢口線	御船町大字木倉字前田 884 番から 御船町大字木倉字錦 622 番 1 まで	起終点の変更
第 212 号	北片志和線	御船町大字木倉字鶴亀 7265 番 2 から 御船町大字木倉字高砂 6957 番 1 まで	起終点の変更
第 225 号	足水浄光寺線	御船町大字木倉字足水 5264 番から 御船町大字木倉字足水 5202 番まで	起終点の変更
第 227 号	河内吐合線	御船町大字木倉字下大阪 3945 番 2 から 御船町大字木倉字吐合 284 番まで	起終点の変更
第 228 号	天君線	御船町大字木倉字下大阪 3952 番 3 から 御船町大字木倉字吐合 284 番まで	起終点の変更
第 238 号	落合 2 号線	御船町大字木倉字筒井崎 7545 番から 御船町大字木倉字筒井崎 7539 番まで	起終点の変更
第 239 号	足水浄光寺 2 号線	御船町大字木倉字後鶴 5202 番から 御船町大字木倉字後鶴 5134 番まで	起終点の変更
第 258-1 号	下梅木線（本線）	御船町大字滝尾字前田 2723 番 2 から 御船町大字滝尾字村上 4415 番まで	起終点の変更
第 261-1 号	川内田線（本線）	御船町大字滝尾字宮本 1575 番から 御船町大字上野字袴越 1238 番まで	起終点の変更
第 355 号	餅畑天君線	御船町大字上野字天君 31 番 2 から 御船町大字上野字迫口 568 番 1 まで	起終点の変更
第 358 号	茶屋本八勢滝園線	御船町大字上野字下境目 2220 番から 御船町大字七滝字北園 2705 番まで	起終点の変更

第 366 号	餅畑線	御船町大字上野字迫口 555 番から 御船町大字上野字迫口 572 番 3 まで	起終点の変更
第 403-1 号	北園茶屋本 1 号線	御船町大字七滝字北園 2733 番 4 から 御船町大字七滝字北園 2734 番 1 まで	起終点の変更
第 403-3 号	北園茶屋本 3 号線	御船町大字上野字日向 1893 番から 御船町大字上野字鈴原 2053 番まで	起終点の変更
第 452-5 号	座女木 5 号線	御船町大字田代字田ノ平 2518 番 1 から 御船町大字田代字黒木川 2576 番まで	廃止
第 455 号	下山 1 号線	御船町大字田代字米山 2073 番から 御船町大字田代字鈴原 2241 番まで	起終点の変更
第 456 号	下山 2 号線	御船町大字田代字芥神 2806 番 1 から 御船町大字田代字北山 2746 番まで	起終点の変更
第 510 号	三間伏九十九折線	御船町大字田代字桑鶴 5404 番から 御船町大字田代字上九折 8175 番まで	起終点の変更
第 514-2 号	吉無田線（支線）	御船町大字田代字駄道 8249 番 6 から 御船町大字田代字坂本 8306 番 8 まで	廃止
第 517 号	干無田吉無田線	御船町大字田代字登建 8269 番 8 から 御船町大字田代字吉無田 8405 番 208 まで	起終点の変更

（提案理由）

町道の路線廃止については、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 95 号

町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

路線番号	路線名	起 点 終 点	備 考
第 130 号	牛ヶ瀬 2 号線	御船町大字滝川字中原 1443 番から 御船町大字滝川字中原 1451 番 2 まで	起終点の変更
第 133 号	国道 445 号側道線	御船町大字滝川字前田 510 番 2 から 御船町大字小坂字上船橋 28 番 2 まで	起終点の変更
第 134 号	五丁目線	御船町大字御船字町園 707 番 2 から 御船町大字御船字町園 781 番まで	起終点の変更
第 136 号	桜町今城線（本線）	御船町大字滝川字大塘 170 番 2 から 御船町大字滝川字前田 510 番 2 まで	起終点の変更
第 146 号	滝川浄水センター線	御船町大字滝川字前田 544 番 5 から 御船町大字木倉字筒井崎 7577 番 1 まで	起終点の変更
第 150 号	滝川御船原線（支線）	御船町大字滝川字徳川 1016 番から 御船町大字御船字町園 707 番 2 まで	起終点の変更
第 164 号	辺田見高校線	御船町大字辺田見字中道 110 番 1 から 御船町大字木倉字堂ノ迫 1310 番 1 まで	起終点の変更
第 166 号	法光寺線	御船町大字御船字町園 770 番から 御船町大字御船字町園 726 番まで	起終点の変更

第 182 号	若宮辻線（支線）	御船町大字辺田見字村下 237 番 3 から 御船町大字辺田見字中道 134 番 1 まで	起終点の変更
第 204 号	川内田線（本線）	御船町大字滝尾字宮本 1575 番から 御船町大字滝尾字上掘切 2099 番 2 まで	起終点の変更
第 210 号	下梅木 1 号線（本線）	御船町大字滝尾字大山 4501 番から 御船町大字滝尾字前田 2732 番 2 まで	起終点の変更
第 212 号	下梅木 2 号線	御船町大字滝尾字村上 4415 番から 御船町大字滝尾字平原 4355 番 6 まで	起終点の変更
第 236 号	川内田 2 号線	御船町大字滝尾字上掘切 2009 番 2 から 御船町大字滝尾字中原 1048 番 1 まで	起終点の変更
第 403 号	天君線	御船町大字木倉字下大阪 3945 番 2 から 御船町大字木倉字吐合 284 番まで	起終点の変更
第 405 号	落合線	御船町大字木倉字筒井崎 7510 番から 御船町大字木倉字筒井崎 7529 番 1 まで	起終点の変更
第 406 号	落合甘木橋線	御船町大字木倉字筒井崎 7545 番から 御船町大字高木字榎町 790 番まで	起終点の変更
第 412 号	片志和北木倉線（本線）	御船町大字木倉字鶴亀 7126 番から 御船町大字木倉字清辻原 6664 番まで	起終点の変更
第 417 号	北木倉 2 号線	御船町大字木倉字鶴亀 7265 番 2 から 御船町大字木倉字鶴亀 7264 番 2 まで	起終点の変更
第 418 号	北木倉 3 号線	御船町大字木倉字高砂 6905 番から 御船町大字木倉字高砂 6957 番 1 まで	起終点の変更
第 429 号	河内吐合線	御船町大字木倉字下大阪 3952 番 3 から 御船町大字木倉字吐合 284 番まで	起終点の変更
第 436 号	田端線（本線）	御船町大字木倉字錦 558 番 1 から 御船町大字木倉字錦 622 番 1 まで	起終点の変更
第 443 号	足水浄光寺線	御船町大字木倉字足水 5264 番から 御船町大字木倉字後鶴 5134 番まで	起終点の変更

第 444 号	町民グラウンド線（本線）	御船町大字木倉字堂ノ迫 1385 番から 御船町大字木倉字若葉 1594 番 5 まで	起終点の変更
第 458 号	矢口線	御船町大字木倉字前田 884 番から 御船町大字木倉字前田 890 番 1 まで	起終点の変更
第 459 号	町民グラウンド線（支線）	御船町大字木倉字若葉 1598 番 2 から 御船町大字木倉字前田 861 番まで	起終点の変更
第 508 号	甘木 3 号線	御船町大字高木字北屋敷 1162 番から 御船町大字高木字榎町 781 番まで	起終点の変更
第 516 号	下高野甘木線（本線）	御船町大字高木字上古閑原 2055 番 1 から 御船町大字高木字大手木 3797 番まで	起終点の変更
第 542 号	平 1 号線	御船町大字高木字阿弥陀 1620 番から 御船町大字高木字阿弥陀 1657 番まで	起終点の変更
第 543 号	平 2 号線	御船町大字高木字西原 1767 番から 御船町大字高木字西原 1715 番まで	起終点の変更
第 544 号	外村 1 号線（本線）	御船町大字高木字菅原 3460 番から 御船町大字高木字南菅原 2991 番 1 まで	起終点の変更
第 545 号	外村 1 号線（支線）	御船町大字高木字南菅原 4130 番 3 から 御船町大字高木字東菅原 2999 番 1 まで	起終点の変更
第 546 号	外村 2 号線	御船町大字高木字南菅原 4105 番 2 から 御船町大字高木字吹上 4192 番 6 まで	起終点の変更
第 613 号	居屋敷線	御船町大字陣字居屋敷 1432 番 1 から 御船町大字陣字植木原 1961 番 1 まで	起終点の変更
第 616 号	植木原線	御船町大字陣字居屋敷 1407 番から 御船町大字陣字植木原 1935 番 3 まで	起終点の変更
第 618 号	小坂中央 1 号線（本線）	御船町大字滝川字前田 527 番から 御船町大字小坂字須崎 1304 番 1 まで	起終点の変更
第 624 号	小坂中央 4 号線	御船町大字小坂字須崎 1302 番から 御船町大字小坂字塘下 1516 番 1 まで	起終点の変更

第 634 号	京徳居屋敷線	御船町大字陣字京徳 1777 番 1 から 御船町大字陣字居屋敷 1473 番 1 まで	起終点の変更
第 636 号	竹下線	御船町大字陣字竹下 1089 番 3 から 御船町大字豊秋字山後 2898 番 4 まで	起終点の変更
第 638 号	なみきが丘線（本線）	御船町大字陣字平畑山 2029 番 3 から 御船町大字陣字竹下 1102 番 4 まで	起終点の変更
第 645 号	八竜側道 2 号線	御船町大字豊秋字久保 2344 番 1 から 御船町大字豊秋字山後 2761 番 1 まで	起終点の変更
第 650 号	万ヶ瀬増見鶴線	御船町大字豊秋字田代畑 515 番 1 から 御船町大字豊秋字田代畑 527 番 1 まで	起終点の変更
第 651 号	万ヶ瀬縦断線（本線）	御船町大字豊秋字下田 1123 番 1 から 御船町大字豊秋字畑開 1073 番 1 まで	起終点の変更
第 658 号	居屋敷五反線（本線）	御船町大字陣字豊ヶ嶋 647 番から 御船町大字陣字居屋敷 1498 番 1 まで	起終点の変更
第 707 号	茶屋本八勢滝園線	御船町大字上野字下境目 2220 番から 御船町大字上野字北園 2708 番まで	起終点の変更
第 711 号	北園茶屋本線（支線 2 号）	御船町大字七滝字北園 2733 番 4 から 御船町大字七滝字松原 2100 番まで	起終点の変更
第 716 号	古閑原線	御船町大字上野字上掘切 2023 番から 御船町大字上野字袴越 1238 番まで	起終点の変更
第 729 号	日向 2 号線	御船町大字上野字日向 1893 番から 御船町大字上野字中尾原 2018 番 1 まで	起終点の変更
第 732 号	餅畑天君線	御船町大字上野字天君 31 番 2 地先から 御船町大字上野字迫口 572 番 3 地先まで	起終点の変更
第 733 号	餅畑線	御船町大字上野字迫口 555 番先から 御船町大字上野字迫口 568 番 1 地先まで	起終点の変更
第 917 号	下山 1 号線	御船町大字田代字米山 2073 番地先から 御船町大字田代字北山 2746 番 17 地先まで	起終点の変更

第 918 号	下山 2 号線	御船町大字田代字鈴原 2241 番地先から 御船町大字田代字北山 2746 番 81 地先まで	起終点の変更
第 919 号	下山 3 号線	御船町大字田代字芥神 2806 番 1 地先から 御船町大字田代字北山 2746 番 33 地先まで	起終点の変更
第 921 号	水源九十九折線	御船町大字田代字登建 8269 番 8 地先から 御船町大字田代字上九折 8175 番地先まで	起終点の変更
第 933 号	三間伏干無田線	御船町大字上野字桑鶴又 5404 番地先から 御船町大字田代字吉無田 8405 番 208 地先まで	起終点の変更

(提案理由)

町道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第 3 号

御船町教育長の任命について

御船町教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求める。

- | | | | |
|---|---|---|------------------|
| 1 | 住 | 所 | 熊本県上益城郡御船町大字滝川 |
| 2 | 氏 | 名 | 上杉 奈緒子（うえすぎ なおこ） |
| 3 | 生 | 年 | 昭和 33 年（満 65 歳） |

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第4号

御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

御船町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

- 1 住 所 熊本県上益城郡御船町大字水越
- 2 氏 名 藤本 裕二 (ふじもと ゆうじ)
- 3 生 年 昭和33年 (満65歳)

令和6年3月7日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第 5 号

御船町農業委員会の委員の任命について

御船町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。

記

氏名	住所	生年（年齢）	性別	認定農業者か 否かの別等
福島 則義	御船町木倉	昭和 23 年（75 歳）	男性	認定農業者
藤岡 雅子	御船町辺田見	昭和 42 年（57 歳）	女性	利害関係を 有しない者
村上 新次	御船町木倉	昭和 32 年（66 歳）	男性	認定農業者
本田 久幸	御船町辺田見	昭和 34 年（64 歳）	男性	農業者
吉田 正治	御船町木倉	昭和 25 年（73 歳）	男性	農業者
山本 利一	御船町水越	昭和 32 年（66 歳）	男性	農業者
荒木 義一	御船町田代	昭和 24 年（75 歳）	男性	農業者
本田 義昭	御船町上野	昭和 33 年（65 歳）	男性	農業者
富田 早苗	御船町豊秋	昭和 31 年（67 歳）	男性	認定農業者
大森 勝範	御船町高木	昭和 30 年（69 歳）	男性	農業者
池田 賢治	御船町御船	昭和 37 年（62 歳）	男性	認定農業者
徳永 廣敏	御船町陣	昭和 23 年（75 歳）	男性	認定農業者
米田 則昭	御船町田代	昭和 34 年（65 歳）	男性	農業者
松岡 秀明	御船町七滝	昭和 32 年（66 歳）	男性	農業者

令和 6 年 3 月 7 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

農業委員会の委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第6号

御船町教育委員会の委員の任命について

御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

- 1 住 所 御船町大字上野
- 2 氏 名 川部 道十志 （かわべ みちとし）
- 3 生 年 昭和54年（満44歳）

令和6年3月7日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第 2 号

御船町議会の会期等に関する条例の制定について
御船町議会の会期等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

提出者	御船町議会議員	宮川 一幸
賛成者	御船町議会議員	ジェリフ はづき
賛成者	御船町議会議員	田上 忍
賛成者	御船町議会議員	成瀬 育枝
賛成者	御船町議会議員	藤川 博和

(提案理由)

会期を変更するため、本条例を制定する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項に基づき、御船町議会の会期は、4月1日から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、3月、6月、9月及び12月の第2木曜日とする。

2 災害その他の理由のため、前項の規定により難しい場合は、議長が町長と協議して定例日を別に定めることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(御船町議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 御船町議会定例会の回数に関する条例（平成22年条例第2号）は、廃止する。

発議第 3 号

御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
御船町議会会議規則（平成 6 年議会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙
のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

提出者	御船町議会議員	宮川 一幸
賛成者	御船町議会議員	ジェリフ はづき
賛成者	御船町議会議員	田上 忍
賛成者	御船町議会議員	成瀬 育枝
賛成者	御船町議会議員	藤川 博和

（提案理由）

御船町議会の会期等に関する条例制定により本規則を改正する必要がある。

本規則を改正するためには、地方自治法第 1 2 0 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
議会規則第 号

御船町議会会議規則の一部を改正する規則

御船町議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。